

職業安定分科会雇用保険部会(第141回)	資料4 - 2
令和2年6月12日	

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士 法施行規則の一部を改正する省令案概要

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年6月12日成立。以下「臨時特例法」という。）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）並びに雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）の改正を踏まえ、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）及び社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）について所要の規定の整備を行う。

2. 省令案の概要

【雇用保険法施行規則の一部改正】

- ① 雇用保険法附則第14条の2第2項は、令和2年度及び令和3年度の雇用安定事業のうち、
 - ・臨時特例法第4条に規定する事業
 - ・雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業
 - ・雇用保険法第62条第1項第6号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であって厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用の一部を国庫から雇用勘定に繰り入れるものとしているところ、当該厚生労働省令で定めるものを新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。
- ② 雇用保険法施行令附則第5条第1項第2号は、雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業に係る国庫負担金の額の算定において、当該事業による助成を「休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成」に限っているところ、当該厚生労働省令で定める助成を休業に係る助成及び教育訓練に係る助成（訓練費を除く。）とする。

【社会保険労務士法施行規則の一部改正】

臨時特例法に基づく事務が社会保険労務士の業務に位置付けられることに伴い、臨時特例法第5条第1項の給付金に係る申請について、社会保険労務士による事務代理が可能となるよう、社会保険労務士法施行規則別表を改正し、臨時特例法第5条第1項の規定による給付金に係る申請を加える。

3. 施行期日等

公布日 臨時特例法の公布の日

施行期日 公布の日